

# 短期社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

## 目次

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（抄）	1
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	1
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	8
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	8
外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）	18
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	18
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	19
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）	19
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	19
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	20
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	21
破産法（大正十一年法律第七十一号）（抄）	21
信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）	21
担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）	21
供託法（明治三十二年法律第十五号）（抄）	22
地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	23
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	23
保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	26
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）	27
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則	
第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）	32
貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）（抄）	33
社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）	34
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	34
株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）	35

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（抄）

附則

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に成立した第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）に関する事項については、第一条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「新資産流動化法」という。）の規定は適用せず、旧資産流動化法の規定は、なお効力を有する。ただし、旧特定目的会社の取締役又は使用人は、当該旧特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。第四項において同じ。）に係る事務を行ってはならない。

25（略）

社債等の振替に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（抄）  
「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第 号）の施行後」

（振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条第一項に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 第二十二条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 この法律若しくは株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号。以下この項及び第八条において「保管振替法」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第二十二条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過し

ない者

ホ 第二十二條第一項の規定若しくは保管振替法第九條の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 前号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六條、第四十七條、第四十九條若しくは第五十條の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 定款及び振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 (略)

(指定の申請)

第四條 前條第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前條第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 (略)

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五・六 (略)

3 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類  
(略)

(資本の額等)

第五条 振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回ってはならない。

3 振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(資本の額の変更)

第六条 振替機関は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務)

第七条 振替機関の取締役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務の範囲)

第八条 (略)

2 振替機関は、振替業のほか、保管振替法第三条第一項に規定する保管振替業及び保管振替法第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という。)を営むことができる。

3 前項の規定は、振替機関が保管振替業等を営む場合において、保管振替法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

(兼業の制限)

第九条 振替機関は、振替業及び保管振替業等のほか、他の業務を営むことができない。ただし、振替業に関連する業務で、当該振替機関が振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(振替業の一部の委託)

第十条 振替機関は、主務省令で定めるところにより、振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 (略)

(差別的取扱いの禁止)

第十四条 振替機関は、特定の加入者又は発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(帳簿書類等の作成及び保存)

第十五条 振替機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十六条 振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(定款又は業務規程の変更)

第十七条 振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(商号等の変更の届出)

第十八条 振替機関は、第四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により振替機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(報告及び検査)

第二十条 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第二十一条 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、振替機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第二十二条 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任を命ずることができる。

一 第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

二 第三条第一項の指定当時に同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務移転命令)

第二十三条 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、振替業(第四十四条第二項に規定する場合を除く。以下第四十二条までにおいて同じ。)を他の株式会社に移転することを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消されたとき。

二 振替業を廃止したとき。

三 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

四 振替業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産の原因たる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

（業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例）

第二十四条 前条の規定による命令を受けた振替機関（次項において「特定振替機関」という。）における商法第二百四十五条第一項、第三百四十三条、第三百四十五条第二項（同法第三百四十六条において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ十七第五項又は第四百八条第四項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 特定振替機関における商法第四百八条第五項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 第一項の規定により仮にした決議（以下この項及び次項において「仮決議」という。）があつた場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

4 前項の株主総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

（特定合併の認可）

第二十五条 振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社）が振替業を営む場合に限り、以下この条及び次条において「特定合併」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社（以下この条において「特定合併後の振替機関」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書面に代えて電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

5 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 特定合併後の振替機関が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

6 特定合併後の振替機関（振替機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。）は、特定合併の時に第三条第一項の指定を受

けたものとみなす。

7 特定合併後の振替機関は、特定合併により消滅した振替機関の業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(新設分割の認可)

第二十七条 振替機関が新たに設立する株式会社振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この条及び次条において単に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、新設分割により設立される株式会社（以下この条において「設立会社」という。）について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 設立会社が承継する振替業

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二十五条第四項の規定は、前項の分割計画書について準用する。

5 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第三条第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

6 設立会社は、新設分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 設立会社は、新設分割をした振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(吸収分割の認可)

第二十九条 振替機関が他の株式会社振替業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割（以下この条及び次条において単に「吸収分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、吸収分割により振替業の全部又は一部を承継する株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する振替業

3 吸収分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二十五条第四項の規定は、前項の分割契約書について準用する。

5 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 承継会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

6 承継会社（振替機関が承継会社である場合を除く。）は、吸収分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 承継会社は、吸収分割をした振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（営業譲渡の認可）

第三十一条 振替機関が他の株式会社に行う振替業の全部又は一部の譲渡（以下この条及び次条において「営業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、営業譲渡により振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する振替業

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二十五条第四項の規定は、前項の譲渡契約書について準用する。

5 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

6 譲受会社（振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 譲受会社は、営業譲渡をした振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第十三条第一項の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

8 営業譲渡をした振替機関が開設した加入者の口座は、譲受会社が開設した加入者の口座とみなす。

（解散等の認可）

第四十条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 振替機関の解散についての株主総会の決議

二 振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が振替業を営まない場合に限る。）

（指定の失効）

第四十一条 振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

一 振替業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

2 前項の規定により指定が効力を失ったときは、その振替機関であつた者又は一般承継人（合併により消滅した振替機関の権利義務を



承継した者であつて、振替業を営まないものに限る。次条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。  
(清算手続等における主務大臣の意見等)

第四十三条 裁判所は、振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第二十条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条（略）

②（略）

③ この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二（略）

④⑤（略）

⑨ この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

⑩⑪⑫（略）

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

〔商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）第一条の施行後〕

第二百十一条ノ二（略）

②・③（略）

④ 第一項及前項ニ規定スル議決権ニハ第二百二十二条第四項ニ規定スル議決権制限株式ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル種類ノ株式及有限会社法第三十九条第一項但書ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコト

ヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル持分ニ付テノ議決権ヲ含マザルモノトス

第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二百四十一条第三項ニ規定スル株式ヲ有スル株主八其ノ株式ニ付同条第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ、有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル第二百四十一条第三項ニ規定スル持分ヲ有スル社員八其ノ持分ニ付有限会社法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ有スルモノト看做ス

第二百十九条 前条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ株式ノ分割ヲ為ス旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主ガ株式ノ分割ニ因リ株式ヲ受クル権利ヲ有スベキ旨ヲ其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

・ (略)

第二百二十六条ノ二 株主八定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既に発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

・ (略)

第一項ノ申出ヲ為シタル株主八何時ニテモ株券ノ発行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ノ請求ハ会社ニ対シテ之ヲ為スコトヲ要ス

(略)

第二百三十七条 (略)

第二百四十二条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

・ (略)

第二百三十九条ノ三 (略)

(略)

第一項ノ定ヲ為シタル会社ニ於テハ第二百三十二条第二項ノ承諾ヲ為シタル株主ニ対シ同項ノ電磁的方法ニ依ル通知ヲ為ストキハ前条第四項ノ書面ノ内容タル事項ヲ其ノ通知ト共ニ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ要ス

前項ノ会社ニ於テ第二百三十二条第二項ノ承諾ヲ為サザル株主ヨリ總會ノ会日ノ一週間前迄ニ前項ノ事項ノ電磁的方法ニ依ル提供ノ請求アリタルトキハ政令ニ定ムル所ニ依リ其ノ株主ノ承諾ヲ得テ其ノ事項ヲ直ニ電磁的方法ニ依リ其ノ株主ニ提供スルコトヲ要ス

電磁的方法ニ依ル議決権ノ行使ハ政令ニ定ムル所ニ依リ第三項ノ会社ノ承諾ヲ得テ前条第四項ノ書面ノ内容タル事項ヲ記録シタル電磁的記録ニ必要ナル情報ヲ記録シ之ヲ總會ノ会日ノ前日迄ニ電磁的方法ニ依リ其ノ会社ニ提供シテ行フ其ノ会社ノ承諾ニ付テハ第二百四十二条ノ三第三項ノ規定ヲ準用ス

前条第六項ノ規定ハ電磁的方法ニ依リ行使セラレタル議決権ノ数ニ之ヲ準用ス

第二百三十九条第六項及第七項第二号ノ規定ハ第五項ノ規定ニ依リ提供セラレタル情報ガ記録セラレタル電磁的記録ニ之ヲ準用ス

第二百六十三条 取締役八左ニ掲グルモノ(第三号ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ

含ム)ヲ左ニ定ムル場所ニ備置クコトヲ要ス

一、四 (略)

(略)

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一 株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル此等ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第二号第三号又ハ第四号ニ定ムル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

(略)

第二百八十条ノ四 (略)

(略)

株主ガ新株ノ引受権ヲ有スベキ場合ニ於テハ会社ハ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主ガ第一項ノ権利ヲ有スベキ旨及新株ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキトキハ其ノ旨ヲ其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百九十六条 会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ社債ヲ募集スルコトヲ得

第二百九十七条 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ弁済ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル数ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百九十七条ノ二 銀行、信託会社又ハ担保附社債信託法第五条ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ

第二百九十七条ノ三 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ公平且誠実ニ社債ノ管理ヲ為スコトヲ要ス

社債管理会社ハ社債権者ニ対シ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百九十八条 会社ハ前ニ募集シタル社債総額ノ払込ヲ為サシメタル後ニ非ザレバ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ズ

第二百九十九条 同一種類ノ社債ニ在リテハ各社債ノ金額ハ均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ベキモノナルコトヲ要ス

第三百二条 前条ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ総額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百六条 債券ハ社債全額ノ払込アリタル後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

(略)

第三百九条 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全スルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

社債管理会社ガ弁済ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ社債権者ハ債券ト引換ニ償還額ノ、利札ト引換ニ利息ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第三百九条ノ二 社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス

一 総社債ニ付為ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

二 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付為ス訴訟行為又ハ破産手続、再生手続、更生手続若ハ整理若ハ特別清算ニ関スル手続ニ屬スル一切ノ行為

前条第二項ノ規定ハ社債管理会社ガ前項各号ニ掲グル行為ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百九条ノ三 第三百九条第一項ノ行為又ハ八前条第一項各号ニ掲グル行為ヲ為ス為必要アルトキハ社債管理会社ハ裁判所ノ許可ヲ得テ社債ヲ発行シタル会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三百九条ノ四 社債権者ト社債管理会社トノ利益相反スル場合ニ於テ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキハ裁判所ハ社債権者集会ノ請求ニ依リ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第三百九条ノ五 社債管理会社又ハ八前条ノ特別代理人ガ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス場合ニ於テハ各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セズ

第三百十條 社債管理会社ニ以上アルトキハ其ノ権限ニ屬スル行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百十一條 社債管理会社ニ以上アルトキハ社債権者ニ対シ連帯シテ弁済額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

第三百十一條ノ二 社債管理会社ガ本法又ハ八社債権者集会ノ決議ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リテ社債権者ニ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ連帯シテ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

社債管理会社ガ自己ノ債権ニ付社債ヲ発行シタル会社ヨリ担保ノ供与又ハ債務ノ消滅ニ関スル行為ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ後三月内ニ其ノ社債ヲ発行シタル会社ガ社債ノ償還若ハ其ノ利息ノ支払ヲ怠リ又ハ其ノ社債ヲ発行シタル会社ニ付支払ノ停止アリタルトキハ其ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ズ但シ社債管理会社ガ誠実ニ為スベキ社債ノ管理ヲ怠ラザリシコト又ハ自己ノ債権ニ付担保ノ供与若ハ債務ノ消滅ニ関スル行為ヲ受ケズトモ社債権者ニ損害ガ生ズベカリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百十二條 社債管理会社ハ社債ヲ発行シタル会社及社債権者集会ノ同意ヲ得テ辞任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至ルベキトキハ予メ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ガ定メラレタルトキハ社債ヲ発行シタル会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

社債管理会社ハ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得テ辞任スルコトヲ得

第三百十三條 社債管理会社ガ其ノ義務ニ違反シ又ハ其ノ事務ヲ処理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正当ノ事由アルトキハ裁判所ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債権者集会ノ請求ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

第三百十四條 社債管理会社ガ第二百九十七條ノ二ニ規定スル会社タラザルモノト為リ第三百十二條第三項ノ規定ニ依リ辞任シ若ハ八前条ノ規定ニ依リ解任セラレ又ハ解散シタル場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ発行シタル会社ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定メテ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同意ヲ得ル為遅滞ナク社債権者集会ヲ召集シ若シ社債権者集会ノ同意ヲ得ラレザリシトキハ其ノ同意ニ代ヘテ裁判所ノ許可ヲ求ムルコトヲ要ス

前項前段ニ規定スル場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至リタル後二月内ニ社債ヲ発行シタル会社ガ同項ノ規定ニ違反シテ社債権者集会ヲ召集セズ又ハ裁判所ノ許可ヲ求メザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ利害關係人ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第三百十二条第二項ノ規定ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ガ定メラレ又ハ選任セラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百十九条 社債権者集会ハ本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ社債権者ノ利害ニ重大ナル關係ヲ有スル事項ニ付決議ヲ為スコトヲ得

第三百二十条 社債権者集会ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社之ヲ召集ス

会社ガ無記名式ノ債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ社債権者集会ヲ召集スルニハ会日ヨリ三週間前ニ社債権者集会ヲ開クベキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

社債総額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者ハ會議ノ目的タル事項及召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ第一項ノ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社ニ提出シテ社債権者集会ノ召集ヲ請求スルコトヲ得

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ供託スルニ非ザレバ前三項ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ供託ハ社債管理会社アルトキハ其ノ社債管理会社ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百二十一条 各社債権者ハ社債ノ最低額毎ニ一個ノ議決権ヲ有ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ会日ヨリ一週間前ニ債券ヲ供託スルニ非ザレバ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

前条第七項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ供託ニ之ヲ準用ス

第三百二十一条ノ二 社債権者集会ニ出席セザル社債権者ハ書面ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ議決権ヲ行使スルニハ書面ニ必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ社債権者集会ノ会日ノ前日迄ニ其ノ召集者ニ提出スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ行使セラレタル議決権ノ数ハ出席シタル社債権者ノ議決権ノ数ニ之ヲ算入ス

第三百二十一条ノ三 社債権者集会ノ召集者ハ其ノ取締役会ノ決議ヲ以テ社債権者集会ニ出席セザル社債権者ガ電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十九条ノ二第一項後段ノ規定ヲ準用ス

電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使スルニハ政令ニ定ムル所ニ依リ社債権者集会ノ召集者ノ承諾ヲ得テ前条第二項ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ社債権者集会ノ会日ノ前日迄ニ電磁的方法ニ依リ其ノ召集者ニ提供スルコトヲ要ス其ノ召集者ノ承諾ニ付テハ第二百四条ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

前条第三項ノ規定ハ電磁的方法ニ依リ行使セラレタル議決権ノ数ニ之ヲ準用ス

第三百二十二条 社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社ハ其ノ代表者ヲ社債権者集会ニ出席セシメ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ社債管理会社ニ在リテハ其ノ社債権者集会ガ第三百九条ノ四ノ特別代理人ノ選任ニ関スル事項ニ付召集セラレタルモノナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

社債権者集会ノ召集ハ前項ノ社債ヲ発行シタル会社及社債管理会社ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百三十二条第一項乃至第三項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

- 第三百二十三条 社債権者集会又ハ其ノ招集者ハ必要アリト認ムルトキハ社債ヲ発行シタル会社ニ対シ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得
- 第三百二十四条 社債権者集会ノ決議ハ出席シタル社債権者ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ第三百九条ノ二第一項、第三百九条、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項但書及第三百三十三條二規定スル社債権者集会ノ目的タル事項ノ決議ニ付テハ第三百四十三條ノ規定ヲ準用ス
- 第三百二十五条 社債権者集会ノ招集者ハ決議ノ日ヨリ一週間内ニ決議ノ認可ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス
- 第三百二十六条 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ社債権者集会ノ決議ヲ認可スルコトヲ得ズ
- 一 社債権者集会招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令又ハ社債募集ノ目論見書若ハ其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ノ記載又ハ記録ニ違反スルトキ
- 二 決議ガ不当ノ方法ニ依リテ成立スルニ至リタルトキ
- 三 決議ガ著シク不正ナルトキ
- 四 決議ガ社債権者ノ一般ノ利益ニ反スルトキ
- 第三百二十七条 社債権者集会ノ決議ハ裁判所ノ認可ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
- 社債権者集会ノ決議ハ総社債権者ニ対シ其ノ効力ヲ有ス
- 第三百二十八条 社債権者集会ノ決議ニ対シ認可又ハ不認可ノ決定アリタルトキハ社債ヲ発行シタル会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス
- 第三百二十九条 社債権者集会ハ社債総額ノ千分ノ一以上ヲ有スル社債権者ノ中ヨリ一人又ハ数人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スベキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得
- 代表者数人アル場合ニ於テ社債権者集会ニ於テ別段ノ定ヲ為サザルトキハ前項ノ決定ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス
- 第三百三十条 社債権者集会ノ決議ハ社債管理会社、若シ社債管理会社ナキトキハ前条ノ代表者之ヲ執行ス但シ社債権者集会ノ決議ヲ以テ別ニ執行者ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三百九条ノ五ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ社債権者集会ノ決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三百三十一条 第三百十条ノ規定ハ代表者又ハ執行者数人アル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三百三十二条 第三百九条、第三百十一条及第三百十六條第二項ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ弁済ニ関スル決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三百三十三条 社債権者集会ハ何時ニテモ代表者若ハ執行者ヲ解任シ又ハ委任シタル事項ヲ変更スルコトヲ得
- 第三百三十四条 会社ガ社債ノ利息ノ支払ヲ怠リタルトキ又ハ定期ニ社債ノ一部ヲ償還スベキ場合ニ於テ其ノ償還ヲ怠リタルトキハ社債権者集会ノ決議ニ依リ会社ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ弁済ヲ為スベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ為サザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ
- 前項ノ通知ハ書面ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス
- 第二百四條ノ二第二項ノ規定ハ前二項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

会社が第一項ノ期間内ニ弁済ヲ為サザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

第三百三十五条 前条ノ規定ニ依リ会社ガ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ前条第一項ノ決議ヲ執行スル者ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百三十六條 社債管理会社、代表者又ハ執行者ニ対シテ与フベキ報酬、其ノ事務処理ノ為ニ要スル費用及其ノ支出ノ日以後ニ於ケル利息並ニ其ノ事務処理ノ為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ賠償ノ額ハ社債ヲ発行シタル会社トノ契約ニ其ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ会社ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得

社債管理会社、代表者又ハ執行者ハ弁済ヲ受ケタル金額ヨリ社債権者ニ先チテ前項ノ報酬、費用及其ノ利息ノ弁済並ニ損害ノ賠償ヲ受クルコトヲ得

第三百三十七條 社債権者集会ニ関スル費用ハ社債ヲ発行シタル会社ノ負担トス

第三百二十五條ノ請求ニ関スル費用ハ会社ノ負担トス但シ裁判所ハ利害關係人ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ全部又ハ一部ニ付別ニ負担者ヲ定ムルコトヲ得

第三百三十八條 数種ノ社債ヲ発行シタル場合ニ於テハ社債権者集会ハ各種類ノ社債ニ付之ヲ招集スルコトヲ要ス

第三百三十九條 第二百三十二條、第二百三十九條第二項乃至第四項、第二百三十九條ノ四、第二百四十一條第二項及第二百四十三條ノ規定ハ社債権者集会ニ之ヲ準用ス

社債権者集会ノ招集者ハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ議長並ニ出席シタル社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三條ノ二ノ規定ハ第二項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

第二項ノ議事録ハ社債ヲ発行シタル会社十年間其ノ本店ニ之ヲ備置クコトヲ要ス  
社債管理会社及社債権者ハ営業時間内何時ニモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一 前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 前項ノ議事録ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第三百四十條 会社ガ或社債権者ニ対シテ為シタル弁済、和解其ノ他ノ行為ガ著シク不公正ナルトキハ社債管理会社ハ訴ヲ以テ其ノ行為ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ハ社債管理会社ガ取消ノ原因タル事実ヲ知りタル時ヨリ六月、行為ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第八十八條並ニ民法第四百二十四條第一項但書及第四百二十五條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二 会社ハ新株予約權ヲ付シタル社債ニシテ本款ニ規定スル特例ノ適用ヲ受クルモノ（以下新株予約權付社債ト称ス）ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ新株予約權付社債ニ付セラレタル新株予約權ニ付テハ本款ノ定ムル所ニ依ル

新株予約権付社債ヲ発行スル場合ニ於ケル社債ニ付スル新株予約権ノ数ハ社債ノ最低額ニ付同数ナルコトヲ要ス  
新株予約権付社債ニ付テハ新株予約権又ハ社債ノ一方ノミヲ譲渡スコトヲ得ズ但シ新株予約権又ハ社債ガ消滅シタルトキハ此ノ限ニ在  
ラズ

新株予約権付社債ニ付テハ会社ハ合同シテ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

第三百四十一条ノ三 前条第一項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ  
此ノ限ニ在ラズ

一 社債ノ発行価額

二 各新株予約権ノ発行価額（無償ニテ発行スルトキハ其ノ旨）

三 払込期日

四 第二百八十条ノ二十第二項第一号、第二号、第四号乃至第七号、第十号及第十一号ニ掲グル事項

五 第三百一条第二項第二号乃至第六号ニ掲グル事項

六 社債管理会社ヲ定ムルトキハ其ノ商号

七 新株予約権ヲ行使セントスル者ノ請求アルトキハ其ノ新株予約権ヲ付セラレタル社債ノ全額ノ償還ニ代ヘテ第三百四十一条ノ十三  
第一項ノ払込アリタルモノト為スモノトスルトキハ其ノ旨

八 新株予約権ヲ行使シタルトキニ前号ノ請求アリタルモノト看做スモノトスルトキハ其ノ旨

九 会社ニ対シ行使スルコトニ因リ其ノ会社ノ発行スル新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタルコトトナル権利（以下新株予約権付社債ノ  
引受権ト称ス）ヲ株主ニ与フルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権付社債ノ引受権ノ目的タル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ金額及新株  
予約権ノ発行ノ条件

十 株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ノ新株予約権ヲ付シタル新株予約権付社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権付社債ノ  
割当ヲ受ケル者、之ニ対シ割当ツル社債ノ金額及新株予約権ノ発行ノ条件

前項第七号及第八号ニ掲グル事項ニ付決議スルニハ社債ノ発行価額ト第三百四十一条ノ十三第一項ノ規定ニ依リ払込ムベキ金額ガ同額  
ナルコトヲ要ス

第二百八十条ノ二第三項第四項及第二百八十条ノ二十一第一項ノ規定ハ株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ノ新株予約権ヲ付シタル  
新株予約権付社債ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ四 株主ガ新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ有スル新株予約権付社債ノ引受権ノ  
目的タル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ金額及新株予約権ノ数、其ノ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数、第二百八十条ノ第二十第  
二項第三号乃至第七号ニ掲グル事項並ニ一定ノ期日迄ニ新株予約権付社債ノ引受権ノ行使ヲ為サザルトキハ之ヲ失フベキ旨ヲ通知スル  
コトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ新株予約権付社債ノ引受権ヲ有ス但  
シ株主以外ノ者ニ対シ新株予約権付社債ヲ発行スベキコト並ニ其ノ新株予約権付社債ニ付スベキ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数

新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ有スル新株予約権付社債ノ引受権ノ  
目的タル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ金額及新株予約権ノ数、其ノ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数、第二百八十条ノ第二十第  
二項第三号乃至第七号ニ掲グル事項並ニ一定ノ期日迄ニ新株予約権付社債ノ引受権ノ行使ヲ為サザルトキハ之ヲ失フベキ旨ヲ通知スル  
コトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ新株予約権付社債ノ引受権ヲ有ス但  
シ株主以外ノ者ニ対シ新株予約権付社債ヲ発行スベキコト並ニ其ノ新株予約権付社債ニ付スベキ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数



- 二 付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二百八十条ノ二第三項及第四項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス
- 第三百四十一条ノ六 新株予約権付社債ノ申込又ハ新株予約権付社債ノ引受権ノ行使ヲ為サントスル者ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ其ノ引受クベキ社債ノ金額及住所ヲ記載シ之ニ署名シテ新株予約権付社債申込証ヲ作ルコトヲ要ス
- 新株予約権付社債申込証ノ用紙ハ取締役之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
  - 一 会社ノ商号
  - 二 第三百四十一条ノ三第一項第一号乃至第八号ニ掲グル事項
  - 三 第三百四十一条ノ十三第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所但シ第三百四十一条ノ三第一項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
  - 四 第七十五条第二項第四号乃至第六号ニ掲グル事項
  - 第七十五条第五項ノ規定ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ノ交付ニ、同条第七項及第八項ノ規定ハ新株予約権付社債申込証ノ作成ニ之ヲ準用ス
  - 第三百四十一条ノ七 新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタル者ハ払込期日ニ社債及新株予約権ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス
  - 新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタル者ガ前項ノ払込期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ
  - 割当又ハ第一項ノ規定ニ依ル払込ナキ新株予約権付社債アルトキハ同項ノ規定ニ依ル払込アリタル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ総額ヲ社債ノ総額ト看做ス
  - 第三百四十一条ノ八 会社ハ払込期日後遅滞ナク債券ヲ発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百二十六条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス
  - 前項ノ債券（以下新株予約権付社債券ト称ス）ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス
    - 一 新株予約権付社債ナル旨ノ表示
    - 二 第二百八十条ノ二十第二項第一号、第二号、第四号乃至第七号ニ掲グル事項
    - 三 第三百一条第二項第一号乃至第六号ニ掲グル事項
    - 四 第三百四十一条ノ三第一項第七号及第八号ニ掲グル事項
    - 五 第三百四十一条ノ十三第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所但シ第三百四十一条ノ三第一項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
    - 六 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定
  - 新株予約権付社債券ハ無記名式トス
  - 第三百四十一条ノ九 新株予約権付社債ヲ発行シタルトキハ新株予約権原簿及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス
    - 一 新株予約権付社債ナルコト
    - 二 新株予約権付社債券ノ番号並ニ各新株予約権付社債券ニ付テノ社債ノ金額、新株予約権ノ数及発行ノ年月日
    - 三 第二百八十条ノ二十第二項第一号乃至第七号ニ掲グル事項

四 第三百一条第二項第一号乃至第六号に掲ぐる事項

第三百四十一条ノ十 新株予約権付社債ヲ発行スルトキハ払込期日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ニ付テノ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百四十一条ノ十一 新株予約権付社債ヲ譲渡スニハ新株予約権付社債券ヲ交付スルコトヲ要ス

第三百五条第二項及第二百三十条並ニ小切手法第二十一条ノ規定ハ新株予約権付社債券ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十二 第二百八十条ノ三十六第一項第二項及第四項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ノ消却ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ヲ消却スル場合ニ於テ未ダ消滅セザル社債アルトキハ取締役ハ前項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ三十六第二項ノ規定ニ依リ提出セラレタル新株予約権付社債券ニ新株予約権ガ消却セラレタル旨ヲ記載シ之ヲ権利者ニ交付スルコトヲ要ス

第三百四十一条ノ十三 新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ヲ行使スル者ハ請求書ニ新株予約権付社債券ヲ添付シテ会社ニ提出シ且新株予約権ノ行使ニ際シテ払込ヲ為スベキ額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

第二百二十二条ノ五第三項及第二百四十一条ノ第三項ノ規定ハ前項ノ請求書ノ提出ニ、第二百四十一条ノ第四項ノ規定ハ前項ノ新株予約権付社債券ニ之ヲ準用ス

第一百七十五条第一項及同条第八項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ請求書ニ、第一百七十八条及第八十九条ノ規定ハ第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ、第二百二十二条ノ七ノ規定ハ新株予約権ノ行使ニ因ル変更ノ登記ニ、第二百八十条ノ三十七第三項ノ規定ハ第一項ノ払込ニ、第二百八十条ノ三十八ノ規定ハ新株予約権ノ行使アリタル場合ニ、前条第二項ノ規定ハ新株予約権ノ行使アリタルトキニ於テ未ダ消滅セザル社債アル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十四 会社ガ新株予約権付社債ニ付社債ノ償還ヲ為ス場合ニ於テ未ダ消滅セザル新株予約権アルトキハ会社ハ新株予約権付社債券ト引換ニ社債ノ償還ヲ為スコトヲ求ムルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ会社ハ社債ノ償還ト引換ニ新株予約権付社債券ニ社債ノ償還アリタル旨ヲ記載スルコトヲ求ムルコトヲ得

第三百四十一条ノ十五 第二百三条第二項及第三項ノ規定ハ新株予約権付社債ガ数人ノ共有ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八条ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ消却アリタル場合及新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ際シテ第三百四十一条ノ三第一項第七号ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ二第三項、第二百八十条ノ四第三項、第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一、第二百八十条ノ二十第三項、第二百八十条ノ二十二乃至第二百八十条ノ二十四、第二百八十条ノ二十五第一項第二項及第二百八十条ノ二十八第四項第五項ノ規定ハ新株予約権付社債ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十第四項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ因リテ新株ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ四 (略)

第三百七十四条ノ二十 (略)

第百条第一項後段第二項第三項、第三百七十四条ノ四第一項但書及第三百七十六条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第三百七十六条（略）

社債権者ガ異議ヲ述ブルニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ社債権者ノ為ニ  
異議ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第四百十六條（略）

第三百七十六条第三項ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス  
（略）

外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一（略）
- 二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。
- 三 〃八（略）

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（営業の免許）

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。  
2 〃5（略）

（外国銀行の免許等）

第四十七条 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）が日本に支店又は代理店  
を設けて日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における  
銀行業の本拠となる一の支店又は代理店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理  
大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日  
本における他の支店その他の営業所又は代理店（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国

銀行支店」と総称する。)を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第八条第一項及び第二項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条(分割に係る部分に限る。)、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号(分割に係る部分に限る。)、及び第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の二、第五十三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号並びに第二項から第四項まで、第五十五条第二項及び第三項並びに第五十六条第五号から第九号までの規定を除く。

3 外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許に係る特例、外国銀行支店に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

○ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号) (抄)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 (略)

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

四〇十五 (略)

②〇(略)

○ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) (抄)

(事業の種類)

第十一条 漁業協同組合(以下この章及び第四章において「組合」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一〇三 (略)

四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ  
五 十六 (略)

2 12 (略)

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 三 (略)

四 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ

五 十六 (略)

2 14 (略)

(事業の種類)

第九十三条 水産加工業協同組合(以下この章及び次章において「組合」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十 (略)

2 11 (略)

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十一 (略)

2 12 (略)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)(抄)

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 九 (略)

2 7 (略)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）（抄）

- 第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣總理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得
- 金融機関ハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ信託業務ノ種類及方法ヲ定メ前項ノ認可ヲ受ケベシ
- 内閣總理大臣第一項ノ認可ノ申請アリタルトキハ左ニ掲グル基準ニ適合スルカ否カヲ審査スベシ
- 一 申請者ガ信託業務ヲ健全ニ遂行シ得ル財産的基礎ヲ有シ且信託業務ヲ的確ニ遂行シ得ルコト
  - 二 申請者ニ依ル信託業務ノ遂行ガ金融秩序ヲ乱ス虞ナキコト

破産法（大正十一年法律第七十一号）（抄）

第二百六十条 破産管財人ハ配当ニ加フヘキ債権ノ総額及配当スルコトヲ得ヘキ金額ヲ公告スルコトヲ要ス

信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）

第十七条 信託財産ニ属スル債権ト信託財産ニ属セサル債務トハ相殺ヲ為スコトヲ得ス

第六十九条（略）

受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス

第七十条 公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ条項ノ変更ヲ為スコトヲ得

第七十一条 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

第七十二条 公益信託ニ付テハ第八条第一項第三項、第二十二條第一項但書及第四十七條乃至第四十九條ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス但シ第四十七條及第四十九條ニ規定スル権限ニ付テハ職權ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

第七十三条 公益信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ帰属權利者ナキトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ從ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ繼續セシムルコトヲ得

担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）

第二条 社債ニ物上担保ヲ附セムトスルトキハ其ノ社債ヲ発行スル会社ト信託会社トノ信託契約ニ從ヒ之ヲ発行スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ信託会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ管理ヲ為ス

(略)

第九十五条 委託会社、社債権者集会ノ代表者又ハ社債総額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者ハ何時ニテモ受託会社ニ於ケル担保物保管ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

(略)

### 供託法(明治三十二年法律第十五号)(抄)

第一条 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭及ヒ有価証券ハ法務局若ハ地方法務局若ハ此等ノ支局又ハ法務大臣ノ指定スル此等ノ出張所力供託所トテ之ヲ保管ス

第一条ノ二 供託所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方法務局若ハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所ニ勤務スル法務事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者力供託官トシテ之ヲ取扱フ

第一条ノ三 供託官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第一条ノ四 供託官ノ処分ヲ不当トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得

第一条ノ五 審査請求ハ供託所ニ審査請求書ヲ提出シテ之ヲ為ス

第一条ノ六 供託官ハ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキハ処分ヲ変更シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知スルコトヲ要ス

審査請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ審査請求書ノ提出アリタル日ヨリ五日内ニ之ヲ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付スルコトヲ要ス

第一条ノ七 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ヲ理由アリトスルトキハ供託官ニ相当ノ処分ヲ命スルコトヲ要ス

第一条ノ八 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第六項、第四十条第三項乃至第六項及ビ第四十三条ノ規定ハ供託官ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二条 供託所ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣力定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス

第三条 供託金ニハ法務省令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス

第五条 法務大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭又ハ有価証券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫営業者又ハ銀行ヲ指定スルコトヲ得

(略)

第八条 供託物ノ還付ヲ請求スル者ハ法務大臣ノ定ムル所ニ依リ其権利ヲ証明スルコトヲ要ス

供託者ハ民法第四百九十六条ノ規定ニ依レルコト、供託力錯誤ニ出テシコト又ハ其原因力消滅シタルコトヲ証明スルニ非サレハ供託物ヲ取戻スコトヲ得ス

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（証券発行の方法による地方債）

第五条の五 地方公共団体は、証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出し又は交付の方法によることができる。

2 （略）

（商法の準用）

第五条の六 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百七条、第三百九条、第三百十条、第三百十一条及び第三百十六条の規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「社債管理会社」とあるのは「地方債ノ募集又八管理ノ委託ヲ受ケタル会社」と、「社債」とあるのは「地方債」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「債券」とあるのは「証券」と、同法第三百七条第一項中「記名社債」とあるのは「記名地方債」と、「社債原簿」とあるのは「地方債証券原簿」と、「会社」とあるのは「地方公共団体」と読み替えるものとする。

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（受益証券）

第五条 委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 6 （略）

（受益証券）

第四十九条の五 委託者非指図型投資信託の受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 3 （略）

（投資証券）

第八十三条 （略）

2 4 （略）

5 商法第二百二十六条ノ二の規定は投資法人（規約をもつて次条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券について、同法第二百二十九条及び第二百三十条の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資証券の不発行）



第八十四条 (略)

2 前項前段の場合において、既に発行された投資証券を有する投資主は、当該投資証券を投資法人に提出して、その所持を欲しない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該投資法人に提出された当該投資証券は、無効とする。

3・4 (略)

(投資口の分割)

第八十七条 (略)

2 執行役員は、前項の場合においては、役員会の承認を受けなければならない。

3 第一項の場合においては、投資口の分割をする旨及び投資法人が定める一定の日において投資主名簿に記載又は記録のある投資主が投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前(その日が第八十二条第二項において準用する商法第二百一十四条ノ三第一項に規定する期間中であるときは、その期間の初日の二週間前)に、公告しなければならない。

4・6 (略)

第八十八条 第八十四条第一項に規定する投資法人は、その設立の際の最初の規約をもつて、前条第二項及び第三項の規定によらないで投資口の分割をする旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第二項又は第二百二十二条第一項の投資口申込証に、その旨及び次項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項前段の場合においては、規約をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分割の方法及び時期

二・三 (略)

3・4 (略)

(商法の準用等)

第九十九条 商法第七十八条、第二百五十四条第三項、第二百五十六条第一項、第二百五十七条、第二百五十八条並びに第二百六十三条第一項(第四号を除く。)から第三項まで及び第六項の規定は執行役員について、同法第七十条ノ二の規定は第六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二に規定する執行役員の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十七条第二項中「第三百四十三条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第四百零二条第二項ニ於テ準用スル第三百四十三条」と、同条第三項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主(六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル)」と、同法第二百五十八条第二項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同法第二百六十三条第一項第一号中「定款」とあるのは、「規約」と、「本店及支店」とあるのは、「本店」と、同項第二号中「株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿」とあるのは、「投資主名簿及投資法人債原簿」と、「名義書換代理人ヲ置キタル場合」とあるのは、「名義書換事務受託者(投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第二項ニ規定スル名義書換事務受託者ヲ謂フ)ノ営業所ガ投資法人ノ本店ト異ナル場合」と、同項第二号及び第三号中「名義書換代理人ノ営業所」とあるのは、「名義書換事務受託者ノ営業所」と、同条第二項第一号及び第三号中「定款」とあるのは、「規約」と、同条第三項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若八端株原簿」とあるのは、「投資主名簿及投資法人債原簿」と、「株主名簿、新株予約権

原簿若八社債原簿」とあるのは、「投資主名簿及投資法人債原簿」と、同条第六項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する商法第二百五十八条第二項の規定による一時執行役員職務を行べき者の選任の申請を受理したときは、当該申請に係る投資法人の執行役員及び監督役員の見解を聴かなければならない。

(投資法人債管理会社の設置)

第三百二十九条の三 投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理会社を定め、投資法人債に係る債権者(以下「投資法人債権者」という。)のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各投資法人債の金額が一億円以上である場合については、この限りでない。

(募集発行の方法)

第三百二十九条の四 投資法人債の募集に応じようとする者は、投資法人債申込証の用紙に引き受けようとする投資法人債の数及び住所を記載し、これに署名して、投資法人債申込証を作成しなければならない。

2 5 (略)

(投資法人債管理会社の権限等)

第三百二十九条の五 (略)

2 3 (略)

4 投資法人債管理会社は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総投資法人債についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解

二 総投資法人債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為(第一項に規定するものを除く。)

5 7 (略)

(投資法人債に関する商法等の準用等)

第三百二十九条の六 商法第二百三条の規定は投資法人債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項から第三項までの規定は投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八条から第三百条まで、第三百二条、第三百三条、第三百六条から第三百八条まで、第三百十五条から第三十七條まで及び第三百九条から第三百四十一条まで並びに商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第六十一条の規定は投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しくは投資法人債権者集会について、民法第三百六十五条の規定は記名の投資法人債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第三百二条中「前条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九条の四」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九条の四第二項第一号、第三号乃至第七号及第十三号」と、同法第三百七条第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九条の四第二項第一号、第三号乃至第七号及第十一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(投資法人の発行する投資証券等の募集等)

2 投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者が当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債の募集に関する事務を受託した一般事務受託者である場合における証券取引法の適用については、当該投資信託委託業者が行う当該投資法人の発行する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為は、同法第二条第八項各号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

3 (略)

(投資証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等)

第九十七条 証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項、第四十三条並びに第四十五条の規定は設立企画人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人(法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。)及び前条第二項に規定する場合に該当する投資信託委託業者(その役員及び使用人を含む。以下この条において「投資信託委託業者等」という。)が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその投資信託委託業者等(以下この条において「特定投資信託委託業者等」という。)について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券等の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第九十九条 裁判所は、投資証券等の募集の取扱い等につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者(以下この条において「行為者」という。)に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 当該行為者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反している場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

二 当該投資証券等を発行する投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

2 第三十四条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。

3 証券取引法第八十七条及び第九十一条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

### 保険業法(平成七年法律第五号)(抄)

(相互会社の社債発行)

第六十一条 相互会社は、取締役会の決議により社債を発行することができる。

2 商法第二百九十七条から第三百四条まで及び第三百六条から第三百四十一条まで（社債）並びに商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条（社債権者集会に関する公告の方法）の規定は前項の規定により相互会社が社債を発行する場合について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百六十五条（記名社債質の對抗要件）の規定は同項の規定により発行された記名の社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第三百一条第二項第一号中「商号」とあるのは「名称又ハ商号」と、同項第九号中「各会社」とあるのは「当該社債ヲ発行シタル相互会社又ハ株式会社ノ各々」と、同法第三百四条中「会社」とあるのは「相互会社又ハ株式会社又ハ株式会社」と読み替えるものとする。

3 （略）

（短期社債に係る特例）

第六十一条の二 相互会社は、前条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議をもつて、次に掲げる要件のすべてに該当する社債（以下この条において「短期社債」という。）の発行を、特定の取締役に委任することができる。

- 一 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。
- 二 各社債の金額が一億円を下回らないこと。
- 三 元本の償還について、社債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

2 3 4 （略）

### 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第五十号）第二十二条の施行後」

（定義）

第二条 （略）

2 3 7 （略）

8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

- 一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。
- 二 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。
- 三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定及び第百十三条第三項の規定により担保が付されるものでないこと。  
9）18（略）

（優先出資についての商法等の準用等）

第四十九条 商法第二百一条（仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任）、第二百三条（株式の共有）、第二百七条（株式の質入れ）、第二百八条（質権の効力）、第二百九条第一項及び第二項（株式の登録質）、第二百十四条第一項前段及び第三項（株式併合の決議）、第二百十五條（株式併合の手続）、第二百十六條（新株券の交付）、第二百二十條第一項、第二項及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）並びに第二百八十条ノ十一（同法第二百六十八條第八項を準用する部分を除く。）（不正な価額で株式を引き受けた者の責任）並びに第七十五條第三項の規定は優先出資について、同法第二百二十六條ノ二（株券の不発行及び寄託制度）、第二百二十九條（株券の即時取得）及び第二百三十條（除権判決による再発行）の規定は優先出資証券について、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の（発行の差止め）の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「消却、併合又八買取」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「利益若八利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第二百十四條第一項前段中「会社八第三百四十三條」とあるのは「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額ヲ発行済優先出資ノ総口数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ滿タザルトキ八会社八其ノ額ヲ五万円以上トスル為資産の流動化に関する法律第百十四條第二項」と、同法第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百二十條第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の三ノ規定ニ依リ単位未滿優先出資原簿」と、同法第二項中「売却シ又八買受ケ」とあるのは「売却シ」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又八六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同法第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八條第二項から第四項まで及び第七項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十六條ノ二第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二項中「株主名簿」及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同法第四項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同法第二百八十条ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 単位未滿優先出資証券につき前項において準用する商法第二百五條第一項の規定による提出がないときは、その単位未滿優先出資の部分につき新たに発行した優先出資を競売し、かつ、その単位未滿優先出資に依じてその代金を従前の単位未滿優先出資社員に交付

しなければならない。

3 商法第二百二十条第二項及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「売却シ又八買受ケ」とあるのは「売却シ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（定款、社員名簿等の公示）

第七十条 取締役は、次の各号に掲げる資料（第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一（略）

二 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿及び特定社債原簿 本店（名義書換代理人を置いた場合には、本店又は名義書換代理人の営業所）

三（略）

2（略）

3 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿若しくは特定社債原簿が書面をもって作成されている場合における当該書面又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の閲覧又は謄写の請求

二 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿若しくは特定社債原簿が電磁的記録をもって作成されている場合又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの第一項第二号又は第三号に定める場所における閲覧又は謄写の請求

4（略）

（中間配当）

第二百二条 営業年度を一年とする特定目的会社については、定款をもって、一営業年度につき一回に限り営業年度中の一定の日を定めその日における社員に対し取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により金銭の分配を行うことができる旨を定めることができる。

277（略）

（募集の決定）

第二百八条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により、特定社債を募集することができる。

（特定社債管理会社の設置）

第二百九条 特定目的会社は、特定社債を募集する場合には、特定社債管理会社を定め、特定社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の特定社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各特定社債の金額が一億円以上である場合に ついては、この限りでない。

（特定社債募集の方法）

第一百十條 特定社債の募集に応じようとする者は、特定社債申込証の用紙に引き受けようとする特定社債の数及び住所を記載し、これに署名して、特定社債申込証を作成しなければならない。

2. 6 (略)

(特定社債管理会社の権限等)

第一百十一條 (略)

2. 3 (略)

4 特定社債管理会社は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総特定社債についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解

二 総特定社債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為(第一項に規定するものを除く。)

5. 7 (略)

(特定社債に関する商法等の準用等)

第一百十三條 商法第二百三條(株式の共有)の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四條第一項から第三項まで(株主名簿の効力)の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八條から第三百三條まで(既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限)、第三百二條(総額引受けの方法)、第三百三條(社債の払込み)、第三百六條から第三百八條まで(債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換)、第三百十五條から第三百十七條まで(利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項)及び第三百十九條から第三百四十一條まで(社債権者集会)並びに商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第六十一條(社債権者集会に関する公告の方法)の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五條(記名社債質の對抗要件)の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三條第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四條第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第三百二條中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百十條」と、同法第三百六條第二項中「第三百一十一條第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百十條第二項第一号、第三号乃至第八号及第十号」と、同法第三百十七條第一項第三号中「第三百一十一條第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百十條第二項第一号、第三号乃至第八号及第十号」と、同法第三百十七條第二項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百十九條中「本法二」とあるのは「本法又八資産流動化計画二」と、同法第三百二十條第四項において準用する同法第二百四條ノ二第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2. 3 (略)

(資産信託流動化計画)

第百六十五条 資産信託流動化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 受益権に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 特定資産に対する持分(以下「元本持分」という。)を有する種類の受益権であつて種類の異なるものを定める場合には、各受益権の種類ごとの元本持分、元本持分を有しない種類の受益権を定める場合にあつては、特定目的信託契約の期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益に対する持分(以下「利益持分」という。)

ハ (略)

四〇六 (略)

2 (略)

(受益証券)

第百七十三条 特定目的信託の受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2〇6 (略)

(招集権者)

第百八十一条 (略)

2・3 (略)

4 商法第三百二十条第三項及び第五項(少数社債権者による招集の請求)の規定は、権利者集会の招集について準用する。この場合において、同条第三項中「社債総額」とあるのは「総元本持分」と、「第一項ノ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社」とあるのは「受託信託会社等、代表権利者又ハ特定信託管理者」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(議決権の数)

第百八十三条 各受益証券の権利者は、その有する受益権の元本持分に応じて議決権を有する。

2・3 (略)

(代表権利者の選任)

第百九十三条 権利者集会は、千分の一以上の元本持分を有する受益証券の権利者の中から、一人又は数人の代表権利者を選任し、受益証券の権利者のために特定目的信託の受益者及び委託者の権利(次に掲げる権利を除く。)の行使を委任することができる。

一 次に掲げる事項の決定をする権利

イ 受託信託会社等の責任の免除

ロ 特定目的信託契約の解除

ハ 特定目的信託契約の変更の承諾

二 特定目的信託の受託者の辞任の承認又は解任の請求



ホ 受託信託会社等の更迭又は特定目的信託契約終了の場合における信託財産に係る財産目録及び貸借対照表の承認  
へ 代表権利者の選任及び解任並びに辞任の同意

二 その他特定目的信託契約に代表権利者に委任しない旨の定めのある権利  
2 (略)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第  
二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定  
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2.5 (略)

6 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

7.10 (略)

（定款、社員名簿等の公示）

第七十条 取締役は、次の各号に掲げる資料（第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一 (略)

二 特定社員名簿、優先出資社員名簿及び特定社債原簿 本店（名義書換代理人を置いた場合には、本店又は名義書換代理人の営業所

）

三 (略)

2.3 (略)

（募集の決定）

第一百八条 特定目的会社は、定款に記載し、又は記録した資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あるとき

は、その過半数をもってする決定)により、特定社債を募集することができる。

(特定社債管理会社の設置)

第九十九条 特定目的会社は、特定社債を募集する場合には、特定社債管理会社を定め、特定社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の特定社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各特定社債の金額が一億円以上である場合に ついては、この限りでない。

(公募発行の方法)

第一百十条 特定社債の募集に応じようとする者は、特定社債申込証の用紙に引き受けようとする特定社債の数及び住所を記載し、これに署名して、特定社債申込証を作成しなければならない。

2) 6 (略)

(特定社債に関する商法の準用等)

第一百十三条 商法第二百三条(株式の共有)の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項から第三項まで(株主名簿の効力)の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八条から第三百条まで(既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限)、第三百二条(総額引受けの方法)、第三百三条(社債の払込み)、第三百六条から第三百八条まで(債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換)、第三百十五条から第三百七条まで(利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項)及び第三百九条から第三百四十一条まで(社債権者集会)並びに商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第六十一条(社債権者集会に関する公告の方法)の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合又はその場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五条(記名社債質の對抗要件)の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第二百二条中「前条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十条」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十一号」と、同法第三百七条第一項第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十条第二項第一号及第三号乃至第九号」と、同法第三百七条第二項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)(抄)

(信託契約締結の手続)

第七条 信託会社は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一 信託会社の商号

二 信託の目的

三 信託契約の取扱期間

四 各受益証券の券面金額

五 収益の計算の時期

六 元本の償還期限

2・3 (略)

(受益証券)

第八条 貸付信託に係る信託契約に基く受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除く外、受益証券をもつてしなければならない。

2・4 (略)

#### 社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)(抄)

第二条 社債ノ登録ハ勅令ヲ以テ定ムル法人(以下登録機関ト称ス)ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第三条 社債ノ登録ハ社債権者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

(略)

#### 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)(抄)

(優先出資引受権)

第六条 (略)

2・4 (略)

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ四第三項(新株引受権の割当日等)及び第二百八十条ノ五(新株引受権の通知及び失権)の規定は優先出資引受権について、同法第二百八十条ノ六ノ二(新株引受権証券の発行及び方式)、第二百八十条ノ六ノ三第二項(新株引受権証券の即時取得等)及び第二百八十条ノ六ノ四(新株引受権証券発行の場合の申込み)の規定は優先出資引受権証券についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ四第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、

「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同法第二百八十条ノ五第一項中「種類及数」とあるのは「内容及口数」と、「第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「優先出資法第六条第二項第二号及第三号」と、同法第二百八十条ノ六ノ二第一項中「第二百八十条ノ二第一項第六号」とあるのは「優先出資法第六条第二項第二号」と、「同項第七号」とあるのは「同項第三号」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事」と、「前条」とあるのは「優先出資法第九条第二項」と、「種類及数」とあるのは「内容及口数」と、同法第二百八十条ノ六ノ四第一項中「第七十五条第一項及第三項」とあるのは「優先出資法第九条第一項」と読み替えるものとする。

（優先出資の分割）

第十六条（略）

2）4（略）

5 商法第二百十九条（株式分割の場合における分割期日等）の規定は優先出資証券の提出を必要としない場合について、同法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百六条（株式併合の手続）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百二十条第一項本文、第二項及び第四項（一株に満たない端数の処置）の規定は優先出資の分割により一口に満たない端数を生じる場合についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「種類及数」とあるのは「種類及口数」と、同法第二百十五條第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキ八其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百十六條第一項中「旧株券」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券」とあるのは「新優先出資証券」と、同法第二百二十條本文中「一株」とあるのは「優先出資一口」と、同条第二項中「売却シ又八買受ケ」とあるのは「売却シ」と、同条第四項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

（優先出資証券についての商法の準用）

第三十条 商法第二百二十六条ノ二（株券の不発行及び寄託）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百三十条（除権判決による再発行）の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、同法第二百二十六条ノ二第二項中「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

### 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）

（顧客の株券の預託）

第十五条 顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託する参加者は、保管振替機関ごとに、その顧客のために口座を開設し、顧客

2 口座簿を作成し、これを備えなければならない。  
3 (略)